

政治団体設立届

平成 22年 10 月 3 日

総務大臣 殿
愛知県選挙管理委員会

政治団体の名称 **政策研究会**
 事務所の所在地 **名古屋市中区 1丁目2番3号 ビル 号室**
 代表者の氏名 **山 郎** (印)

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

(ふりがな) 名称	まる まる せい さく けん きゅう かい 政策研究会		政治団体の区分	
			<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
		国会議員関係政治団体の区分		
		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		
目的	別紙のとおり	組織年月日	平成 22年 10 月 1 日	
主たる事務所の所在地	(〒 460 - x x x x) 名古屋市中区 1丁目2番3号 ビル 号室 (TEL 052-961-x x x x)			
主たる活動区域	愛知県内			
代表者	(ふりがな) 氏名	住 所	生年月日	選任年月日
	まる やまさんかく ろう 山 郎	(〒460 - x x x x) 名古屋市中区 2丁目3番4号 (TEL 052-961-x x x x)	明・大・昭・平 20・1・3	平成 22・10・1
	会計責任者	(〒462 - x x x x) 名古屋市北区 3丁目4番5号 (TEL 052-981-x x x x)	明・大・昭・平 22・3・10	平成 22・10・1
会計責任者の職務代行者	まる かわ かく すけ 川 助	(〒454 - x x x x) 名古屋市中川区 4丁目5番6号 (TEL 052-361-x x x x)	明・大・昭・平 29・6・5	平成 22・10・1
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	政治資金の手引34ページを参照してください。
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類		

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「愛知県名古屋市○区○○町1丁目1番1号○○会館○○号室」というように詳細に記載すること。
なお、県選挙管理委員会からの文書は、この所在地あてに郵送されます。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「愛知県及び岐阜県」というように具体的に記載し、活動区域が愛知県内である政治団体にあつては、例えば、「愛知県」、「名古屋市」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「愛知県名古屋市○区○○町1丁目1番1号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとするものにあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 9 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。